

公園の種別

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。街区内に居住する者が容易に利用することができる範囲で、1か所当たり0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。近隣に居住する者が容易に利用することができる範囲で、1か所当たり2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができる範囲で、1か所当たり4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて適切に配置する。
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置する。
	広場公園	主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園で、商業、業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。
	墓園	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好な且つ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。
	交通公園	児童の交通知識および交通道徳を体得させることを目的とする公園で、当該都市の特殊性にもとづいて適宜配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1か所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
都市林		主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とするもので市街地及びその周辺部において、まとまった面積を有する樹林地において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国の設置に係わる都市公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。

○臨海公園………港湾管理者（川崎市）が、川崎市港湾施設条例第2条の港湾環境整備施設に位置付け管理している公園等